

## 入札手続等調査委員会設置要綱

## 第1 趣 旨

公共工事に係る入札手続等の改善状況を点検し、把握するとともに、現行の入札手続等に関わる業務の実態把握を行うため入札手続等調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## 第2 組 織

- 1 委員会は委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、農政部長、水産林務部長、建設部長、建設部参事監、出納局長及び石狩支庁長をもって充てる。

## 第3 会 議

- 1 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、出納局長の職にある委員がその職務を代理する。

## 第4 庶 務

委員会の庶務は、総務部総務課（参事）において処理する。

## 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は平成11年11月1日から施行する。

## 入札手続等調査委員会委員名簿

役職名	職名	氏名
委員長	総務部長	株丹達也
委員	農政部長	福田昭夫
委員	水産林務部長	大野馨
委員	建設部長	遠藤禎一
委員	建設部参事監	逢坂禎
委員	出納局長	中谷久司
委員	石狩支庁長	河村耕作